

修了考查会場 持込み可

構造設計一級建築士講習

2024 年改訂版テキスト

(補足資料・訂正表・正誤表)

令和7年10月

公益財団法人 建築技術教育普及センター

(無断転載を禁ず)

第2章 構造関係法令（補足資料）

テキスト第2章には、令和6(2024)年5月までに施行された構造関係規定の改正を反映した内容が記載されており、令和4(2022)年6月に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)」に関する建築基準法令の構造関係規定の改正(以下「脱炭素令和7年施行改正」という。)は、令和7(2025)年4月施行であるため、記載されていない(主要な改正内容の説明箇所には改正予定である旨の注記がなされるとともに、P.34の【参考】に概要が説明されている。)。以下、脱炭素令和7年施行改正の法、施行令、告示の改正を中心に、令和6(2024)年6月以降、令和7(2025)年4月1日までに施行された規定の改正(基準の新設を含む)の内容について紹介する。また、建築基準法に基づく構造関係規定以外の参考情報についても紹介するとともに、脱炭素令和7年施行改正の概要についてポイントをまとめた解説(テキスト1-1(3)の「f」として追記すべきもの)も掲載する。

これらの主要な改正規定等の運用方針等について、国土交通省より各都道府県宛に技術的助言が発出されているので、参考とされたい(脱炭素令和7年施行改正に関するものは以下の3件である。なお、一部の告示については、一度改正公布され、技術的助言が発出された後、さらに改正(変更)されたものがあるので、国土交通省のホームページ等の最新情報を確認されたい。)。また、建築物の構造関係技術基準解説書については、脱炭素令和7年施行改正を反映した2025年版が、同年6月に発行されている。

- ・令和6年6月27日付国住指第147号(令和7年4月1日最終改正)「建築基準法施行令の一部を改正する政令及び構造関係告示の改正について」(www.mlit.go.jp/common/001752270.pdf) (以下「令6国住指第147号」という)
- ・令和6年10月25日付国住指第276号「枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件等の改正について」(www.mlit.go.jp/common/001769761.pdf) (以下「令6国住指第276号」という)
- ・令和7年3月27日付国住指第425号「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について」(令6国住指第147号及び令6国住指第276号の内容を含む。)(<https://www.mlit.go.jp/common/001877517.pdf>)

I	建築基準法の構造関係規定の改正
---	-----------------

1. 「膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件」等の一部改正（令和6(2024)年6月公布・施行）

(1) 膜構造の建築物の構造方法基準（平14国交告第666号）の改正【テキストP.26表1-4、P.30表1-9参照】

令第80条の2第二号等に基づく平14国交告第666号が改正され、膜構造建築物の膜面の投影面積の制限の合理化、膜材料等の変形制限の合理化、膜材料の引張強さの明確化が行われた。詳細は、技術的助言(令6国住指第156号)「膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件等の一部を改正する告示について」

(www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001753396.pdf)を参照されたい。

(2) テント倉庫建築物の構造方法基準（平 14 国交告第 667 号）の改正【テキスト P. 26 表 1-4、P. 30 表 1-9 参照】

令第 80 条の 2 第二号等に基づく平 14 国交告第 667 号が改正され、テント倉庫建築物の膜材料の引張強さの明確化が行われた。

2. 「現場打コンクリートの型わく及び支柱の取り外しに関する基準」等の一部改正（令和 6 (2024) 年 7 月公布・施行）

(1) 現場打コンクリートの型わく及び支柱の取り外しに関する基準（昭 46 第 110 号）、Ds 及び Fes の算定方法の基準（昭 55 第 1792 号）及び建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準（平 12 第 1446 号）の改正【テキスト P. 26 1-2(2)a. の「第 6 節 鉄筋コンクリート造」等の部分の改正】

令第 76 条第 2 項に基づく昭 46 第 110 号、令第 82 条の 3 第二号に基づく昭 55 第 1792 号及び法第 37 条に基づく平 12 第 1446 号の規定中の JIS 規格 (JIS A5308 (レディーミクストコンクリート)) の年号の更新がなされた。

(2) 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法等の基準（平 13 国交告第 1113 号）の改正【テキスト P. 29 表 1-8 部分の改正】

令第 93 条等に基づく平 13 国交告第 1113 号が改正され、「標準貫入試験」が「動的貫入試験」に、「スウェーデン式サウンディング試験」が「スクリーウエイト貫入試験」に改められた。

3. 建築基準法の一部改正（令和 4 (2022) 年 6 月公布）

脱炭素令和 7 年施行改正により、建築基準法において以下の改正が行われた。

(1) 木造建築物の建築確認の区分の見直し（法第 6 条第 1 項）【テキスト P. 31 1-3 (1) a. 参照】

・木造建築物の建築確認の区分について、法第 6 条第 1 項第二号で規定されていた「階数 3 以上、延べ面積 500 m² 超、高さ 13m 超又は軒の高さ 9m 超」の区分が廃止され、第三号の非木造と同じ「階数 2 以上又は延べ面積 200 m² 超」に見直された（第三号と同内容が第二号とされ、第四号が第三号に変更された）。また、これに伴い、建築士の設計・工事監理による確認・検査の省略（いわゆる四号特例）の対象も見直され、平家かつ延べ面積 200m² 以下の建築物以外の木造建築物は、構造規定等の審査が必要となった（改正後の法第 6 条第 1 項第三号の建築物については引き続き審査・検査が省略される）。

※図 補-1 脱炭素令和 7 年施行改正による建築確認の対象となる建築物の規模の変更 (P.11) 参照

(2) 小規模な木造建築物等の構造計算適合性判定の特例（法第 6 条の 3 第 1 項、法第 18 条第 4 項）【テキスト P. 25 12-15 行、図 1-4、P. 31 1-3(1)b.、P. 38 8-9 行参照】

・構造計算を要しない小規模な建築物（旧 **法第 6 条** 第 1 項第四号該当）で構造設計一級建築士の構造設計に基づくもの等について、確認審査を専門的知識を有する建築主事等（構造計算適合判定資格者）が

する場合は、構造計算適合性判定を不要とした。

※本改正及び下記の(3)と 4.(1)の改正を反映したテキスト P.25 の図 1-4 を図 補-5 として P.14 に掲載しているので参照されたい。

(3) 階高の高い 3 階建て木造建築物等の構造計算の合理化(法第 20 条第 1 項第二号)【テキスト P. 24 図 1-3、P. 25 図 1-4 参照】

- ・ルート 2 以上の高度な構造計算を要するとされていた高さ 13m 又は軒の高さ 9m 超の木造建築物のうち、地階を除く階数 3 以下で、高さ 16m 以下のものは、許容応力度計算(ルート 1)によることが可能となった。

※本改正及び下記の 4.(1)と 9.(3)の改正を反映したテキスト P.24 の図 1-3 を図 補-4 として P.13 に、耐震計算のフロー図を図 補-6 として P.15 に掲載しているので参照されたい。

(4) 構造計算が必要な木造建築物等の規模の見直し(法第 20 条第 1 項第三号)【テキスト P. 24 図 1-3、P. 25 図 1-4 参照】

- ・構造計算が必要な木造建築物の規模について、「階数 3 以上、延べ面積 500 m² 超、高さ 13m 超又は軒の高さ 9m 超」が「階数 3 以上、延べ面積 300 m² 超又は高さ 16m 超」に見直された。
- ・構造計算が必要な組積造、無筋コンクリート造等の建築物の規模について、「高さ 13m 超又は軒の高さ 9m 超」から「階数 2 以上又は延べ面積 200 m² 超」に見直された。

※図 補-2 令和 7 年施行改正による木造建築物の構造計算対象の規模の変更(P.12) 参照

4. 建築基準法施行令の一部改正（令和 6(2024)年 4 月公布）

脱炭素令和 7 年施行改正に伴うものとして、建築基準法施行令の関係規定について、以下の改正が行われた(技術的助言令 6 国住指第 147 号参照)。

(1) 高度な構造計算が必要な非木造の建築物の規模の見直し(令第 36 条の 2 の改正)【テキスト P. 24 図 1-3、P. 25 図 1-4 参照】

- ・法第 20 条第 1 項第二号に規定する建築物(ルート 2、3 又は限界耐力計算が必要な建築物)の規定で、「地階を除く階数が 3 以下の鉄骨造」、「木造、組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造のうち 2 以上を併用する建築物」及び「それらと鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物」についての「高さ 13m 又は軒の高さ 9m を超える」という条件が「高さが 16m を超える」に変更された。関連して、同条第五号の規定に基づく大臣告示(平 19 第 593 号)が改正されている(次の「9.(3)」参照)。

(2) 木造の建築物における柱の小径の基準の見直し(令第 43 条の改正)【テキスト P. 26 1-2(2) a. の「第 3 節 木造」部分の改正。以下(5)まで同じ】

- ・従来、令第 43 条で屋根の重さ等に応じて柱の小径の数値が規定されていたが、これが削除され、大臣告示によって定めることとされた(次の「6.(2)」参照)。

(3) 木造の建築物の筋かいに係る規制の見直し(令第 45 条の改正)

- ・筋かいについて、従来から令第 45 条第 1 項・第 2 項の規定で使用認められている木材や鉄筋と同等以上の強度を有するものとして、大臣告示で定める材料や大臣認定を受けた材料の使用を認めることとされた(大臣告示は未制定)。
- ・筋かいの端部について、従来は令第 45 条第 3 項の規定により柱と横架材との仕口に緊結することを求めているが、少なくともいずれか一方を柱と横架材との仕口に緊結すれば足りることとされた。

(4) 木造の建築物における壁量計算の見直し(令第 46 条の改正)

- ・従来、令第 46 条で屋根の重さ等に応じて必要壁量の数値を規定していたが、これが削除され、大臣告示によって定めることとされた(次の「6.(1)」参照)。

(5) 学校の木造の校舎に係る柱、軸組等の基準(令第 48 条の廃止)

- ・従来、学校の木造の校舎の基準を定めていた令第 48 条及び同条に基づき学校の木造の校舎の日本産業規格を指定していた平 12 建告第 1453 号が廃止され、新たに、令第 80 条の2第一号の規定に基づく大臣告示が制定された(次の「5.」参照)。

(6) 構造耐力上主要な部分である鋼材の接合方法の見直し(令第 67 条の改正)【テキスト P. 26 1-2(2) a. の「第 5 節 鉄骨造」部分の改正】

- ・従来、令第 67 条第 1 項において、ボルト接合によることができる建築物の規模を、軒の高さ 9m 以下、はり間 13m 以下、延べ面積 3,000m² 以下と定められていたが、大臣告示で定める基準に適合する建築物がその対象に追加された(次の「7.」参照)。

5. 「学校の木造の校舎に係る柱、軸組等の基準」の制定 (令和 6(2024)年 5 月公布)【テキスト P. 26 表 1-4 に追加されるもの】

令第 48 条の廃止に伴い、令第 80 条の2第一号の規定に基づく「学校の木造の校舎に係る柱、軸組等の基準」(令 6 国交告第 445 号)が新設された(技術的助言令 6 国住指第 147 号参照)。

6. 木造の建築物における壁量に関する基準の改正 (令和 6(2024)年 5 月公布)【テキスト P. 26 1-2(2) a. の「第 3 節 木造」部分の改正】

令 6 国交告第 447 号により、以下の告示の改正等がなされた。各項目の詳細については技術的助言令 6 国住指第 147 号を、(1)・(3)の経過措置関係については技術的助言令 6 国住指第 276 号を、それぞれ参照されたい。

(1) 「令第 46 条第 4 項表 1 (一)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値の基準」と「木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準」への名称変更 (昭 56 建告第 1100 号の改正と平 12 建告第 1351 号・同第 1352 号の廃止)

- ・改正前の令第 46 条第 4 項の表 1 に掲げる木造建築物の軸組の構造方法及び倍率が本告示(昭 56 建告第 1100 号)に追加されるとともに、改正前において算入が認められていない軸組及びその倍率の追加等の改正が行われた。

また、「木造の建築物に物置等を設ける場合に階の床面積に加える面積を定める件」(平 12 建告示第 1351 号)及び「木造建築物の軸組の設置の基準を定める件」(平 12 建告第 1352 号)が廃止され、これらの告示に定められていた令第 46 条第 4 項の規定に基づく木造建築物の軸組の設置の基準が本告示に規定され、告示名称が「木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準を定める件」と改められた。

改正の項目は以下のとおりである。

- 1) 存在壁量への準耐力壁等の算入(告示第 1・別表第 10 関係)
- 2) 高い耐力を有する軸組の倍率の上限の見直し(告示第 2・附則関係)
- 3) 地震に対する必要壁量の算定の基準の見直し(告示第 3 関係)
- 4) 地震に対する必要壁量と存在壁量の比較(告示第 3 関係)

5) 四分割法の確認(告示別表第4関係)

6) 壁量充足率比の位置付け(告示第 5 関係)

7) 構造計算により安全性を確認する場合の壁量の基準の適用除外 (告示第 6 関係)

8) 筋かいを入れた軸組の倍率の算出方法の見直し等(告示別表第1関係)

なお、これについては、改正施行後1年間(令和8(2026)年3月31日まで)に着工するもので、延べ面積が300㎡以内の旧四号建築物について、改正前の令第46条、昭56建告第1100号、平12建告示第1351号及び平12建告第1352号の基準によることができるとする経過措置が設けられている。

また、3)で規定された算定式を直接用いなくとも容易に必要な壁量の算定が可能となるよう、2種類の設計支援ツール(早見表及び表計算ツール)が作成され、(公財)日本住宅・木材技術センターのホームページで公開されている(www.howtec.or.jp/publics/index/411/)。

(2) 木造建築物の柱の小径の基準(平12建告第1349号)の改正

令第43条改正に伴い、「木造の柱の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件」(平12建告第1349号)の一部が以下のとおり改正され、横架材の相互間の垂直距離に対する割合に係る基準が同告示に追加されるとともに、告示の名称が「構造耐力上主要な部分である横架材の相互間の垂直距離に対する木造の柱の小径の割合等を定める件」に改正された。なお、これについては、改正施行後1年間(令和8(2026)年3月31日まで)に着工するもので、延べ面積が300㎡以内の旧四号建築物について、改正前の令第43条及び平12建告第1349号の基準によることができるとする経過措置が設けられている。

- ・必要な柱の小径の基準の見直し(告示第 1 関係):横架材の相互間の垂直距離に対する柱の小径の割合について、以下の式により算定することとされた(より精緻に柱の小径等を算定する必要がある場合には、座屈の理論式を用いて検証してもよい)。また、告示第 2 に定める構造計算により構造耐力上安全であることが確かめられた場合には、柱の小径の確認が不要とされた。なお、この算定式についても、上述の必要壁量と同じ設計支援ツール(早見表及び表計算ツール)が利用可能である。

＜算定式(必要な柱の小径)＞

$$d_e / l = 0.027 + 22.5 \cdot W_d / l^2$$

d_e : 柱の小径(mm)

l : 横架材の相互間の垂直距離(mm)

W_d : 当該階が負担する単位面積あたりの固定荷重と積載荷重の和(N/㎡)

- ・小径の確認が不要な柱(告示第 1 ただし書関係):柱を拘束し、座屈防止効果が期待できる壁が取りつく場合、当該壁の取りつく方向(面内方向)については、柱の小径の確認が不要とされた。

(3) 木造の継手及び仕口の構造方法を定める件(平12建告第1460号)の改正

- ・令第47条第1項に基づく「木造の継手及び仕口の構造方法を定める件」(平12建告第1460号)が改正され、階の高さが大きく、横架材の上端の相互間の垂直距離が3.2mを超える場合は、同告示第二号の各表によらず、当該仕口の周囲の軸組の種類及び配置を考慮して柱頭又は柱脚に必要とされる引張力が、当該部分の引張耐力を超えないことを確かめる方法(以下「N値計算法」という。)によらなくてはならないこととされた。存在壁量に算入する準耐力壁等の必要壁量に対する割合が各階・各方向いずれも2分の1以下である場合は、柱頭・柱脚の接合方法の検証については、準耐力壁等の壁倍率は0とすることが選択できる。ただし、倍率が1.5倍を超える準耐力壁等が取り付く柱の柱頭・柱脚については、存在壁量に算入した準耐力壁等を含めて接合方法の検証を行う必要があるとされた。

7. 「ボルト接合によりことができる安全上支障がない建築物の基準」(令 6 国交告第 955 号) の制定
(令和 6(2024) 年 6 月公布) 【テキスト P. 26 1-2(2) a. の「第 5 節 鉄骨造」部分の改正】

・令第 67 条第 1 項に基づく「ボルト接合によりことができる安全上支障がない建築物の基準」(令 6 国交告第 955 号) が新設され、建築物の要件が、「地階を除く階数 3 以下、高さ 16m 以下、延べ面積 500 m² 以内、架構を構成する柱の相互の間隔 6m 以下の鉄骨造建築物であつて、ボルト孔のずれを含めた計算方法により、層間変形角が令第 82 条の 2 に適合することが確かめられたもの」とされた(技術的助言令 6 国住指第 147 号参照)。

この場合の層間変形角の計算は、通常の計算から得られる層間変形角に、ボルト孔のずれ等によって生じる層間変形角の増加分を加えることで計算される。この算定については、国土交通省建築基準整備促進事業(基整促) S31 に示された以下の簡易評価式を用いることができる(詳細は、基整促 S31 の報告会資料(www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/r2_kiseisoku_s31.pdf) P.38 参照)

$$R_{\text{slip}} = \frac{n_1 \cdot c}{H} + \frac{n_2 \cdot c}{H \cdot \cos \theta}$$

ここで、

n_1 : 1 スパンのブレース構面を構成する梁におけるボルト接合部の数。
ただし、層の上下に梁が配置される場合には、上下の梁におけるボルト接合部の平均値とする。

- 例) ・ 上下の梁の左右両端にそれぞれボルト接合部がある場合 : 2
・ 上層側の梁は上記と等しいが、下層側には梁がない場合 : 1
・ 上下の梁がそれぞれ合成スラブとなっている場合 : 0

n_2 : 1 スパンに配置されている 1 本のブレースにおけるボルト接合部の数。
ただし、1 スパンに X 形や K 形に 2 本のブレースが配置されている場合は、それらの平均値を用いて良い。

- 例) ・ ブレースの両端にそれぞれボルト接合部がある場合 : 2
・ 1 本のブレースが中間ガセットによって 2 本に分断され、それぞれの両端にボルト接合がある場合 : 4

8. 「桎組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準」等の一部改正 (令和 6(2024) 年 6 月公布)

令 6 国交告第 964 号により、以下の改正が行われた(技術的助言令 6 国住指第 276 号参照)。

(1) 桎組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準(平 13 国交告第 1540 号)の改正と「桎組壁工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準」への名称変更【テキスト P. 26 表 1-4 参照】

・令第 80 条の 2 第一号等に基づく同告示について、以下の項目の改正がなされた。

- 1) 壁量基準等の整備
- 2) 構造計算ルート 2 の創設
- 3) その他の規定の合理化等
- 4) 木質プレハブ工法に関する規定の削除と告示名称の変更(木質プレハブ工法については、「木質接着パネル工法」として、別途告示が制定された(次の「11.(2)」参照)。

(2) 伝統的構法に関する基準(平 28 国交告第 690 号及び第 691 号)の改正【テキスト P. 26 1-2(2) a. の「第 3 節 木造」部分の改正】

・令第 42 条第 1 項第三号に基づく「柱と基礎とを接合する構造方法等を定める件」(平 28 国交告第 690 号及び令第 46 条第 3 項に基づく「床組及び小屋ばり組に木板その他これに類するものを打ち付ける基準を定める件」(平 28 国交告第 691 号)について、以下の項目の改正が行われた。

- 1) 耐力壁線間距離の規定の見直し
- 2) 階高が 3.2m を超える場合の制限の見直し

9. 「基礎の構造方法等の基準」等の一部改正 (令和 6(2024) 年 7 月公布)

令 6 国交告第 1005 号により、以下の告示の改正が行われた(技術的助言令 6 国住指第 276 号参照)。

(1) 建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準(平 12 建告第 1347 号)の改正【テキスト P. 26 1-2(2) a. の「第 1 節 総則」部分の改正】

・令第 38 条第 3 項及び第 4 項に基づく平 12 建告第 1347 号の一部が改正され、著しい不同沈下等の生ずるおそれのない強固の地盤においては、無筋コンクリートの基礎とすることが認められていたが、地盤の種別に関わらず、鉄筋コンクリートの基礎としなければならないこととされた。

(2) アルミニウム合金造の基準等(平 14 国交告第 410 号及び平 13 国交告第 1024 号)の改正【テキスト P. 26 表 1-4 参照】

・令第 80 条の 2 第二号等に基づく平 14 国交告第 410 号が改正され、高さ 13m 超又は軒の高さ 9m 超のアルミニウム合金造の建築物、アルミニウム合金造と木造その他の構造とを併用する建築物及びアルミニウム合金造のカーポート等について、延べ面積を 200 m² 超とすることができる構造方法が追加された。また、柱の脚部に関する基準の見直し及び斜材に採用できる材料の追加が行われた。

・令第 94 条等に基づく平 13 国交告第 1024 号が改正され、アルミニウム合金材の基準強度の追加・変更が行われた。

(3) 令第 36 条の 2 第五号の大臣が指定する建築物の基準(平 19 国交告第 593 号)の改正【テキスト P. 24 図 1-3 参照】

・構造計算ルート 1 を適用可能な建築物が追加された。

1) 高さ 13m 超又は軒の高さ 9m 超の鉄骨造の建築物(告示第一号ハ関係)

鉄骨造の建築物であって、地階を除く階数 3 以下及び高さ 16m 以下、かつ、高さ 13m 超又は軒の高さ 9m 超のものについて、構造計算ルート 1 を適用可能な建築物の要件が新たに規定された(ルート 1-3 の新設)。

許容応力度計算には C_0 を 0.3 以上とした地震力を用いるが、各階の層間変形角の計算には C_0 を 0.2 以上とした地震力を用いることとした。また、層間変形角の計算にあたっては、変形により著しい損傷が生ずるおそれのない場合でも、層間変形角は 1/120 以内ではなく 1/200 以内とする必要があることとされた。

また、第一号ハ(2)(i)に示す筋かいに構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないことを確かめる特別な調査又は研究の結果並びに同号ハ(4)及び(5)に示す鋼材の断面に構造耐力上支障のある局部座屈を生じないことを確かめる特別な調査又は研究の結果は、原則として第三者による評価等によって確かめられた結果を用いるものとされている。

2) 高さ 13m 超又は軒の高さ 9m 超の鉄骨造と木造その他の構造とを併用する建築物(告示第五号関係)

木造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造のうちの構造と鉄骨造とを併用する建築物であつて、地階を除く階数 3 以下及び高さ 16m 以下、かつ、高さ 13m 超又は軒の高さ 9m 超のものうち、下階が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で上階が鉄骨造であるもの、及び下階が鉄骨造で上階が木造であるものについて、構造計算ルート 1 を適用可能な建築物の要件が新たに規定された。

3) 高さ 13m 超又は軒の高さ 9m 超の薄板軽量形鋼造の建築物(告示第一号関係)

鉄骨造建築物のうち薄板軽量形鋼造であつて、地階を除く階数 3 以下及び高さ 16m 以下、かつ、高さ 13m 超又は軒の高さ 9m 超のものについて、構造計算ルート 1-1 を適用可能な建築物として新たに規定された。

4) 組積造等の建築物(告示第三号関係)

組積造又は補強コンクリートブロック造の建築物であつて、地階を除く階数 3 以下、かつ、高さ 13m 以下及び軒の高さ 9m 以下のものについて、構造計算ルート 1 を適用可能な建築物として新たに規定された。

・幅厚比制限の明確化(告示第一号ロ(6)及び(7)関係)

鉄骨造の構造計算ルート 1-2 において、柱及びはりに炭素鋼又はステンレス鋼を用いる場合にあつては、幅厚比を制限(柱及びはりに FA 材の断面を使用すること)する規定が追加された。

10. 「木造と鉄筋コンクリート造の構造とを併用する建築物等の剛性率規定の合理化」等の改正(令和 6(2024)年 9 月公布)【テキスト P. 30 表 1-9 に追加すべきもの】

令 6 国交告第 1167 号により、以下の告示の改正が行われた(技術的助言令 6 国住指第 276 号参照)。

(1) 剛性率規定の合理化(平 19 国交告第 1274 号関係)

・令第 81 条第 2 項第二号イに基づく「許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件」(平 19 国交告第 1274 号)の一部が改正され、上層部分を鉄骨造又は木造、下層部分を鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とした建築物について、ルート 2 同等の構造計算の基準が新たに以下のとおり規定された。本構造計算を行うことにより、令第 82 条の 6 第二号イの規定による剛性率が 0.6 以上であることの確認が不要となる。

イ 上層部分の階数が当該建築物の階数の $\frac{1}{4}$ 以上

ロ 次のことを構造計算により確かめる:

- 1) 許容応力度等計算のうち、剛性率の計算以外の計算(鉄筋コンクリート造のルート 2-2 を除く)
- 2) 上層部分の各階の剛性率が、それぞれ $\frac{6}{10}$ 以上
- 3) 下層部分の各階の剛性率が、それぞれ $\frac{6}{10}$ 以上
- 4) 下層部分の剛性の上層部分の剛性に対する比率が 15 以上
- 5) 上層部分のうち最も低い階について、 A_i 算出に用いる α_i の数値(A_i を算出しようとする部分が支える部分の固定荷重と積載荷重との和を建築物全体の固定荷重と積載荷重との和で除した数値)が $\frac{25}{100}$ 以上

(2) 張り間方向と桁行方向に異なる構造計算を適用する場合の規定の追加(平 19 国交告第 1274 号及び平 27 国交告第 189 号関係)

・平 19 国交告第 1274 号及び令第 81 条第 2 項第一号イに基づく「保有水平耐力計算と同等以上に安全

性を確かめることができる構造計算の基準を定める件」が改正され、鉄骨造の建築物のうち、地階を除く階数3以下及び高さ 16m以下、かつ、高さ 13m超又は軒の高さ9m超であって、延べ面積 500 ㎡以内及び柱相互の間隔6m以下のものについて、張り間方向又は桁行方向のいずれかの方向に構造計算ルート1を、それ以外の方向に構造計算ルート2又はルート3を適用したものが、それぞれルート2同等又はルート3同等の構造計算の基準として新たに規定された。

11. その他の改正（令和 7(2025) 年 3 月公布）

その他、以下の告示の改正が行われた。

(1) 鉄骨造の柱の脚部を基礎に緊結する構造方法の基準（平 12 建告第 1456 号）及び建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準（平 12 建告第 1347 号）の改正【テキスト P. 26 1-2 (2) a. の「第 5 節 鉄骨造」「第 1 節 総則」部分の改正】

- ・令第 66 条に基づく平 12 建告第 1456 号が改正され、コンテナその他これに類するものを利用した建築物のうち、階数が1であるものについて、例外規定が追加された。
- ・令第 38 条に基づく平 12 建告第 1347 号が改正され、基礎の仕様規定への適合を不要とする対象に、コンテナ等建築物のうち、階数が1であるものが追加された。

(2) 木質接着パネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準（令 7 国交告第 250 号）の制定【テキスト P. 26 表 1-4 に追加すべきもの】

- ・令第 80 条の 2 第一号に基づく基準として、従来の枠組壁工法と同一の基準(平 13 国交告第 1540 号)から分離され、令 7 国交告第 250 号が新たに制定された。

II その他の参考情報

1. 「建築士法」の一部改正（令和 4(2022) 年 6 月公布・令和 7(2025) 年 4 月施行）【テキスト P. 36 2-2 (1) 参照】

建築基準法第 20 条第 1 項第二号の改正により、ルート 2 以上の高度な構造計算を要するとされていた高さ 13m 又は軒の高さ 9m 超の木造建築物のうち、地階を除く階数 3 以下で、高さ 16m 以下のものは、許容応力度計算によることが可能となった(上記の I 3. (1)参照)。この対象となる建築物について、二級建築士が設計・工事監理を行うことが可能とされた(一級建築士の業務請負独占範囲の規定の木造建築物等の「高さ」が「地階を除く階数 4 以上又は高さ 16m 超」に変更となる)。

※図 補-3 脱炭素令和 7 年施行改正による建築士の業務独占範囲の見直し(P.12) 参照

2. 「建築基準法施行規則等」の一部改正（令和 6(2024) 年 6 月公布・令和 7(2025) 年 4 月施行）

(1) 建築確認申請書の添付図書の見直し（規則第 1 条の 3 第 1 項）

仕様規定のみで建築基準法令への適合を確認する木造建築物の基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び二面以上の軸組図について、仕様表で代替可能とされた。また、令第 43 条の柱の小径基準への適合確認にあたって図書に明示すべき事項が変更された(技術的助言 R7 国住指第 425 号参照)。

(2) 建築確認を要しない軽微な変更の対象の拡大(規則第 3 条の 2 第十号)

特定木造建築物(構造計算以外で構造安全性を確認した木造建築物)で、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものについて、以下の①及び②が軽微な変更追加された(技術的助言令 7 国住指第 425 号別紙 3 参照)。

- ①構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更(異なる建築材料に変更する場合を除く。)
- ②構造耐力上主要な部分である部材の位置の変更

3. 改修に関する建築基準法上の取扱いに関する技術的助言【テキスト P. 21 1-1 (3) d. 参照】

(1) 屋根及び外壁の改修に関する建築基準法上の取扱いについて(技術的助言令 6 国住指第 355 号)

- ・屋根ふき材のみの改修やいわゆるカバー工法による改修は、大規模の修繕及び大規模の模様替には該当しないものと取り扱って差支えないとされた。
- ・外壁の外装材のみの改修等を行う行為若しくは外壁の内側から断熱改修等を行う行為(外壁の全てを改修することに該当する場合を除く)、又は既存の外壁に新しい仕上材をかぶせるような工法による改修等は、大規模の修繕及び大規模の模様替には該当しないものと取り扱って差支えないとされた。

(2) 床及び階段の改修に関する建築基準法上の取扱いについて(技術的助言令 6 国住指第 208 号)

- ・床の仕上げ材のみの改修等、及び既存の仕上げ材の上に新しい仕上げ材をかぶせる改修を行う行為は、大規模の修繕及び大規模の模様替には該当しないものと取り扱って差支えないとされた。
- ・各階における個々の階段の改修にあたり、過半に至らない段数等の改修を行う行為、及び既存の階段の上に新しい仕上材をかぶせる改修を行う行為は、大規模の修繕及び大規模の模様替には該当しないものと取り扱って差支えないとされた。

4. 「耐震改修促進法に基づく基本的な方針」(平 18 国交告第 184 号)の一部改正(令和 6(2022)年 7 月公布・令和 7(2025)年 4 月施行)

上記の I 6. (1)の木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準(昭 56 年第 1100 号)の改正を踏まえ、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平 18 国交告第 184 号)の一部が改正された。具体的には、同告示の別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」の別表第 2(15)に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組について、倍率の上限が 9.8kN(告示第 1100 号においては 5 倍相当)から 13.72kN(同じく 7 倍相当)とされた(技術的助言令 6 国住指第 276 号参照)。

【参考】構造関係規定の理解のために

f. 脱炭素令和 7 年施行改正

令和 4(2022)年 6 月に公布され、令和 7(2025)年 4 月までに段階的に施行された脱炭素令和 7 年施行改正(脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 69 号))においては、建築物分野の省エネ対策の徹底、吸収源対策としての木材利用拡大等を通じ、脱炭素社会の実現に寄与することを目的として、建築物省エネ法の改正により、全ての新築住宅・非住宅建築物に省エネ基準適合を義務付けるなどの改正が行われた。これに合わせて、建築基準法も改正され、木材利用の促進のための防火避難規定の合理化のほか、簡易な構造計算で建築可能

な木造建築物の範囲の拡大、伝統構法を用いた小規模木造建築物等の構造計算の審査手続きの合理化等が行われるとともに、省エネ対策により木造住宅の重量化が促進されること等を踏まえて、木造住宅等を安心して取得できる環境を整備するため、木造建築物に係る構造規定等の審査・検査対象を非木造建築物と揃える、木造住宅に適用される壁量計算や柱の小径などの規定を見直す、等の改正も合わせて行われた。

令和 7(2025)年 4 月に施行された構造関係規定の見直しの主な項目は、以下のとおりである。

- ・木造建築物の建築確認の区分の見直し(法第 6 条第 1 項)
- ・小規模な木造建築物等の構造計算適合性判定の特例(法第 6 条の 3 第 1 項, 法第 18 条第 4 項)
- ・階高の高い 3 階建て木造建築物等の構造計算の合理化(法第 20 条第 1 項第二号, 令第 36 条の 2)
- ・構造計算が必要な木造建築物の規模の引き下げ(法第 20 条第 1 項第三号)
- ・木造建築物の構造方法規定(壁量計算など)の見直し(令第 3 章第 3 節)
- ・鉄骨造建築物の構造方法規定の見直し(令第 3 章第 5 節)

○都市計画区域、準都市計画区域、準景観地区等内

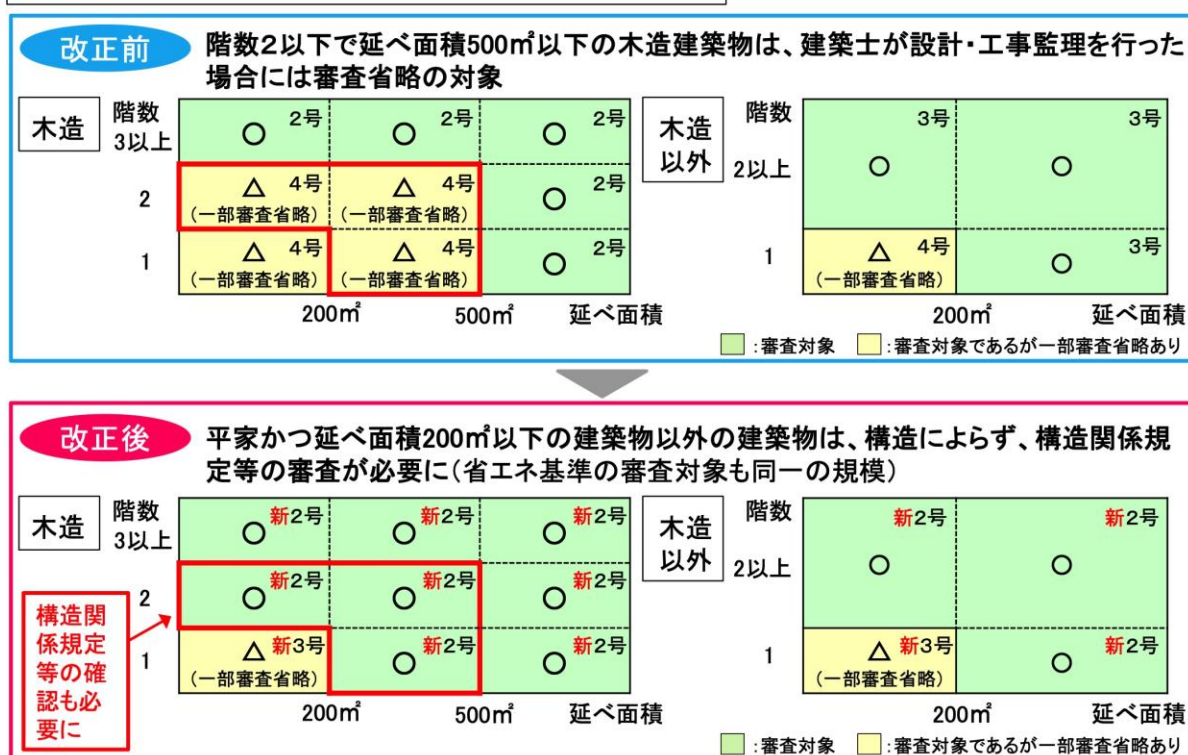


図 補-1 脱炭素令和 7 年施行改正による建築確認の対象となる建築物の規模の変更

(出典:国土交通省 建築基準法・建築物省エネ法 改正法制度説明資料 令和 6 年 9 月)

現行

規模 \ 高さ		高さ13m以下※ ※軒高9m以下	高さ13m※超 60m以下 ※軒高9m超	高さ60m超		
1 階建	500㎡以下	仕様規定	高度な構造計算 (許容応力度等計算、 保有水平耐力計算)	時刻歴 応答解析		
	500㎡超	簡易な構造計算 (許容応力度計算)				
2 階建	500㎡以下	仕様規定				
	500㎡超	簡易な構造計算 (許容応力度計算)				
3 階建						
4 階建～						

改正

規模 \ 高さ		高さ16m以下	高さ16m超 60m以下	高さ60m超	
1 階建	300㎡以下	仕様規定	高度な構造計算 (許容応力度等計算、 保有水平耐力計算)	時刻歴 応答解析	
	300㎡超	簡易な構造計算 (許容応力度計算)			
2 階建	300㎡以下	仕様規定			
	300㎡超	簡易な構造計算 (許容応力度計算)			
3 階建					
4 階建～		高度な構造計算 (許容応力度等計算、 保有水平耐力計算)			

図 補-2 脱炭素令和 7 年施行改正による木造建築物の構造計算対象の規模の変更

(出典:国土交通省 建築基準法・建築物省エネ法 改正法制度説明資料 令和 6 年 9 月)

現行

延べ面積 S(㎡)	高さ≤13m かつ 軒高≤9m					高さ>13m または 軒高>9m
	木造			RC造・S造等		
	1階建	2階建	3階建	2階建以下	3階建	
S ≤ 30㎡	建築士でなくても設計等できる			建築士でなくても設計等できる		
30㎡ < S ≤ 100㎡						
100㎡ < S ≤ 300㎡	③ 1級・2級・木造建築士でなければ設計等できない			② 1級・2級建築士でなければ設計等できない		
300㎡ < S ≤ 500㎡						
500㎡ < S ≤ 1000㎡	② 1級・2級建築士でなければ設計等できない			① 1級建築士でなければ設計等できない		
1000㎡ < S						
	特殊			特殊		

改正

※改正事項：赤字下線部

延べ面積 S(㎡)	高さ≤16m					高さ>16m または 4階建 (地階を除く。)以上
	木造			RC造・S造等		
	1階建	2階建	3階建	2階建以下	3階建	
S ≤ 30㎡	建築士でなくても設計等できる			建築士でなくても設計等できる		
30㎡ < S ≤ 100㎡						
100㎡ < S ≤ 300㎡	③ 1級・2級・木造建築士でなければ設計等できない			② 1級・2級建築士でなければ設計等できない		
300㎡ < S ≤ 500㎡						
500㎡ < S ≤ 1000㎡	② 1級・2級建築士でなければ設計等できない			① 1級建築士でなければ設計等できない		
1000㎡ < S						
	特殊			特殊		

※改正事項：赤字下線部

図 補-3 脱炭素令和 7 年施行改正による建築士の業務独占範囲の見直し

(出典:国土交通省 建築基準法・建築物省エネ法 改正法制度説明資料 令和 6 年 9 月)

下記の内容は、建築基準法の改正により、図中の文言が変更になりました。

1. 第 I 編 第 2 章 構造関係法令 p.24 図 1-3 法第 20 条第 1 項による建築物の区分

【法第20条第1項】	【令第36条の2】	【平19国交告第593号】
【第一号】 ①高さ>60mの建築物	①木造 階数≧4(地階を除く)又は 高さ>16m ②非木造 ・S造 階数≧4(地階を除く) ・RC造又はSRC造 高さ>20m ・その他政令で定めるもの	①S造(階数≦3(地階を除く)、高さ≦16m)で、次の基準(薄板軽量形鋼造、屋上の積載荷重大の場合はイ又はニ)に非該当 イ:1)高さ≦13mかつ軒高≦9m 2)スパン≦6m 3)延べ面積≦500㎡ 4) $C_n \geq 0.3$ として地震力の許容応力度計算(冷間成形形鋼管柱はさらに所定の応力割増し) 5)筋かいの端部の降伏時に端部、接合部が破壊しない ロ:1)階数≦2(地階を除く)、高さ≦13m及び軒高≦9m 2)スパン≦12m 3)延べ面積≦500㎡(平屋は≦3,000㎡) 4)イ 4)5)に適合 5)偏心率≦0.15 6)柱・梁の幅厚比が規定の数値以下又は局部座屈を生じない 7)接合部等が構造耐力上支障のある急激な耐力低下を生じない ハ:1)①イ 2),3),5),ロ 5),7)に適合 2) $C_n \geq 0.3$ として地震力の許容応力度計算(筋かいがある階及び冷間成形形鋼管柱はさらに所定の応力割増し) 3)各階の層間変形角1/200以内 4)柱・梁の幅厚比が規定の数値以下又は局部座屈を生じない ニ:規則第1条の3第1項第一号ロ(2)の規定に基づく大臣認定取得
【第二号】 ①木造 階数≧4(地階を除く)又は 高さ>16m ②非木造 ・S造 階数≧4(地階を除く) ・RC造又はSRC造 高さ>20m ・その他政令で定めるもの	①組積造又は補強CB造 階数≧4(地階を除く) ②S造 階数≦3(地階を除く)で 高さ>16m ③RC造とSRC造の併用 高さ>20m ④木造、組積造、補強CB造、 S造の併用又はこれらとRC造 ・SRC造の併用 イ:階数≧4(地階を除く) ロ:高さ>16m ⑤その他告示で指定するもの	②RC造(HFW造, WRC造, RM造を除く), SRC造, RC造とSRC造の併用(高さ≦20m)で、次の基準に非該当 イ:1) $\Sigma 2.5a_i + \Sigma 0.7a_e \geq ZW_A$ (耐力壁の開口周比≦0.4, SRC造柱は0.7→1.0) 2) $Q_0 = \min(Q_e + nQ_s, Q_e + Q_b)$ に対して構造耐力上支障のある急激な耐力低下を生じない ロ:規則第1条の3第1項第一号ロ(2)の規定に基づき、大臣認定した構造の建築物又はその部分 ③組積造・補強CB造(階数≦3(地階を除く),無筋コンクリート造で、高さ≦13m及び軒高≦9m)に非該当 ④木造、組積造、補強CB造、S造の併用又はこれらとRC造、SRC造の併用で、次の基準に非該当 イ:階数≦3(地階を除く) ロ:高さ≦13mかつ軒高≦9m ハ:延べ面積≦500㎡ ニ:S造の階が①イ 2), 4), 5)に適合 ホ:RC造・SRC造の階が②イに適合 ⑤木造, RC造, SRC造とS造の併用で、次の基準に非該当 イ:1)階数=2又は3(地階を除く), 1FがRC造又はSRC造で2F以上がS造 2)階数=3(地階を除く), 1F・2FがRC造又はSRC造で3FがS造 3)階数=2(地階を除く), 1FがS造で2Fが木造又は階数=3(地階を除く), 1F・2FがS造で3Fが木造 ロ:高さ≦16m ハ:延べ面積≦500㎡ ニ:S造の階が①イ 2),5),ロ 5),7),ハ 2),3),4)に適合 ホ:RC造・SRC造の階が②イに適合 ⑥木造とRC造の併用で、次の基準に非該当 イ:階数=2又は3(地階を除く)かつ1FがRC造で2Fが木造又は1F・2FがRC造で3Fが木造 ロ:高さ≦13mかつ軒高≦9m ハ:延べ面積≦500㎡(階数=2(1FがRC造で2Fが木造)で $C_n \geq 0.3$ の地震力で許容応力度計算を行った場合3,000㎡) ニ:地上部分の層間変形角1/200(1/120)以内 ホ:2F以上の剛性率≧0.6(1F・2Fが木造の場合), 1F・2Fの剛性率≧0.6(1F・2FがRC造の場合), 各階の偏心率≦0.15 ヘ:1F(RC造部分)で $\Sigma 2.5a_i + \Sigma 0.7a_e \geq 0.75ZW_A$ (耐力壁の開口周比≦0.4, SRC造柱は0.7→1.0) ト:2F以上(木造部分)で筋かい β による水平割増し, 筋かいの端部の降伏時に端部・接合部が破壊しない, 地上部分の塔状比≦4 チ:CLTパネル工法部分について耐力壁構造に応じて割増した地震力で許容応力度計算
【第三号】 ○第二号以外で以下のもの ①木造(法第6条第1項第一号又は第二号該当で、階数≧3(地階を除く),延べ面積>300㎡) ②非木造(法第6条第1項第一号又は第二号該当)	①第一号～第三号以外のもの ・木造で階数≦2かつ延べ面積≦300㎡, 高さ≦16m ・非木造で階数=1かつ延べ面積≦200㎡	⑦床版又は屋根版にデッキプレート版を用いた建築物で、その他の部分が、次の基準に非該当 イ:木造で、高さ≦13mかつ軒高≦9m ロ:組積造又は補強CB造で、階数≦3(地階を除く),高さ≦13mかつ軒高≦9m ハ:S造(階数≦3(地階を除く),高さ≦16m)で、①イ又はロに該当 ニ:RC造, SRC造, RC造とSRC造の併用(高さ≦20m)で、②イに該当 ホ:木造, 組積造, 補強CB造, S造の併用又はこれらとRC造・SRC造の併用で、④イ～ホに該当 ヘ:木造又はRC造とS造の併用で、⑤イ～ホに該当 ト:木造とRC造の併用で、⑥イ～チに該当 ⑧床版又は屋根版にALC版を用いた建築物で、その他の部分が⑦イ, ハ, ホ, ヘに非該当 ⑨屋根版にシステムラスを用いた建築物で、その他の部分が⑦イ～トに非該当 ⑩骨組膜構造(平14国交告第666号)で、次の基準に非該当 イ:骨組等で囲まれた膜面の投影面積≦300㎡, 膜面のスパン≦4m, 屋根の形式が切妻・片流れ・円弧等, 骨組の構造が⑦イ～ホ, トに非該当 ロ:骨組の構造について, H14国交告第666号第5の構造計算により安全確認
【第四号】 ①第一号～第三号以外のもの ・木造で階数≦2かつ延べ面積≦300㎡, 高さ≦16m ・非木造で階数=1かつ延べ面積≦200㎡		

構造種別略語凡例

S造:鉄骨造
RC造:鉄筋コンクリート造
SRC造:鉄骨鉄筋コンクリート造
CB造:コンクリートブロック造
HFW造:壁式ラーメン鉄筋コンクリート造
WRC造:壁式鉄筋コンクリート造
RM造:鉄筋コンクリート組積造

【注】2025 年 4 月施行の改正により、法第 20 条第 1 項、令第 36 条の 2 及び平 19 国交告第 593 号の規定が改正された(補足資料 図補-4、I 3. (3)・3. (4)・4. (1)・9. (3)参照)

注 1) 上記①～⑩の各基準(ルートの基準)に該当するものは、法第20条第1項第三号となる(二次設計免除となる)。ただし、併用構造で令第36条の2第四号に該当するものは、第二号となる。

- 2) 特定畜舎等建築物(平14国交告第474号)は、法第20条第1項第三号となる。
- 3) 特定天井について応答スペクトル法等による構造計算を行った場合は、ルート1の基準には非該当となる。
- 4) 一部の記述は省略したり、表記を簡略化しているため、正確には法令・告示の規定(原文)を参照されたい。

図 補-4

2. 第 I 編 第 2 章 構造関係法令 p.25 図 1-4 法第 20 条に基づく構造関係規定の構成

建築物の区分 (法第 20 条第 1 項で規定)		適用可能な 組合せ*1	構造計算規定 (令第 81 条で適用を規定)	構造方法規定 (令第 36 条で適用を規定)	【参考】 計画審査等 の手続き
第一号の 建築物	高さ>60m の建築物		法第 20 条第 1 項第一号の計算基準 ・時刻歴応答解析等	耐久性等関係規定のみ	建築確認+大臣認定
第二号の 建築物	構造計算が必要な建築物(第一号以外)のうち、一定規模以上のもの等		法第 20 条第 1 項第二号イの計算基準(平 19 国交告第 592 号の方法又は大臣認定プログラムにより計算) a) 許容応力度等計算*2(ルート2。高さ≤31m のみ) b) 保有水平耐力計算(ルート3)*2 c) 限界耐力計算*2	a)の計算:構造方法規定すべて b)の計算:構造方法規定(一部を除く) c)の計算:耐久性等関係規定のみ	建築確認+構造計算適合性判定*3
■地上階数≥4 の S 造、高さ>20m の RC 造、地上階数≥4 又は高さ>16m の木造の建築物等は第二号(法第 20 条、令第 36 条の 2 で規定) ■その他で平 19 国交告第 593 号の二次設計免除の基準に適合するものは第三号					
第三号の 建築物	構造計算が必要な建築物(第一号以外)のうち、第二号以外のもの(一定規模以下で、二次設計免除の基準に適合するもの)		法第 20 条第 1 項第三号イの計算基準(平 19 国交告第 592 号の方法又は大臣認定プログラムにより計算) ・許容応力度計算+屋根ふき材等の計算(ルート1)*2	構造方法規定すべて	建築確認(大臣認定プログラムを用いた場合: + 構造計算適合性判定)
第四号の 建築物*4	構造計算が不要な小規模建築物		(構造計算不要)	構造方法規定すべて	建築確認

注*1 太線のほか、細線の組合せも選択可能

*2 それぞれの構造計算基準と同等のものとして告示で規定された構造計算も採用可能

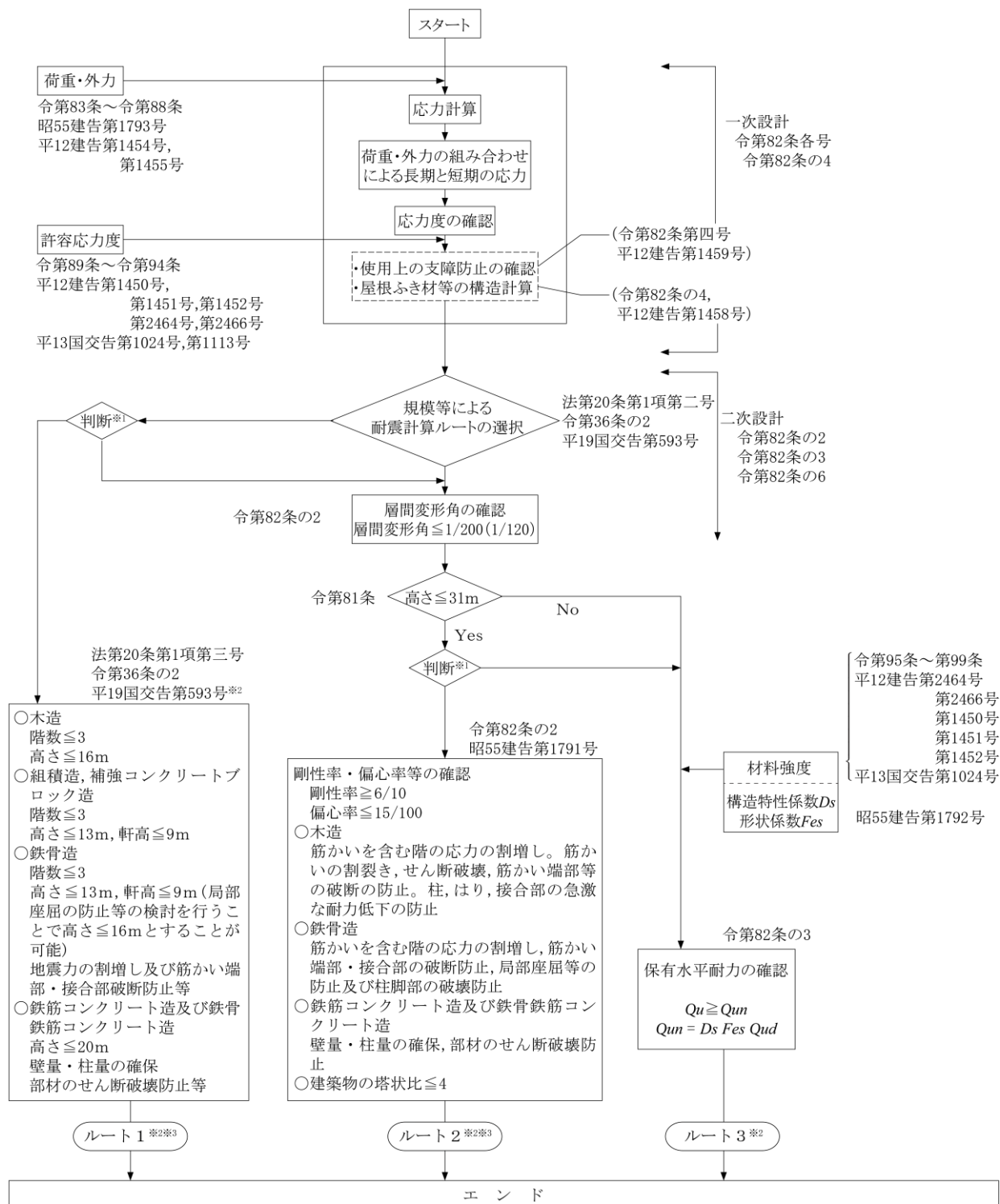
*3 a)の計算、小規模な建築物は構造計算適合性判定が不要な場合がある

*4 木造は地上階数 2 以下かつ延べ面積 300m² 以下、その他は階数 1 かつ延べ面積 200m² 以下

【注】2025 年 4 月施行の改正により、法第 20 条第 1 項及び令第 36 条の 2 の規定が改正された(補足資料 図補-5、I 3. (4)・4. (1) 参照)

図 補-5

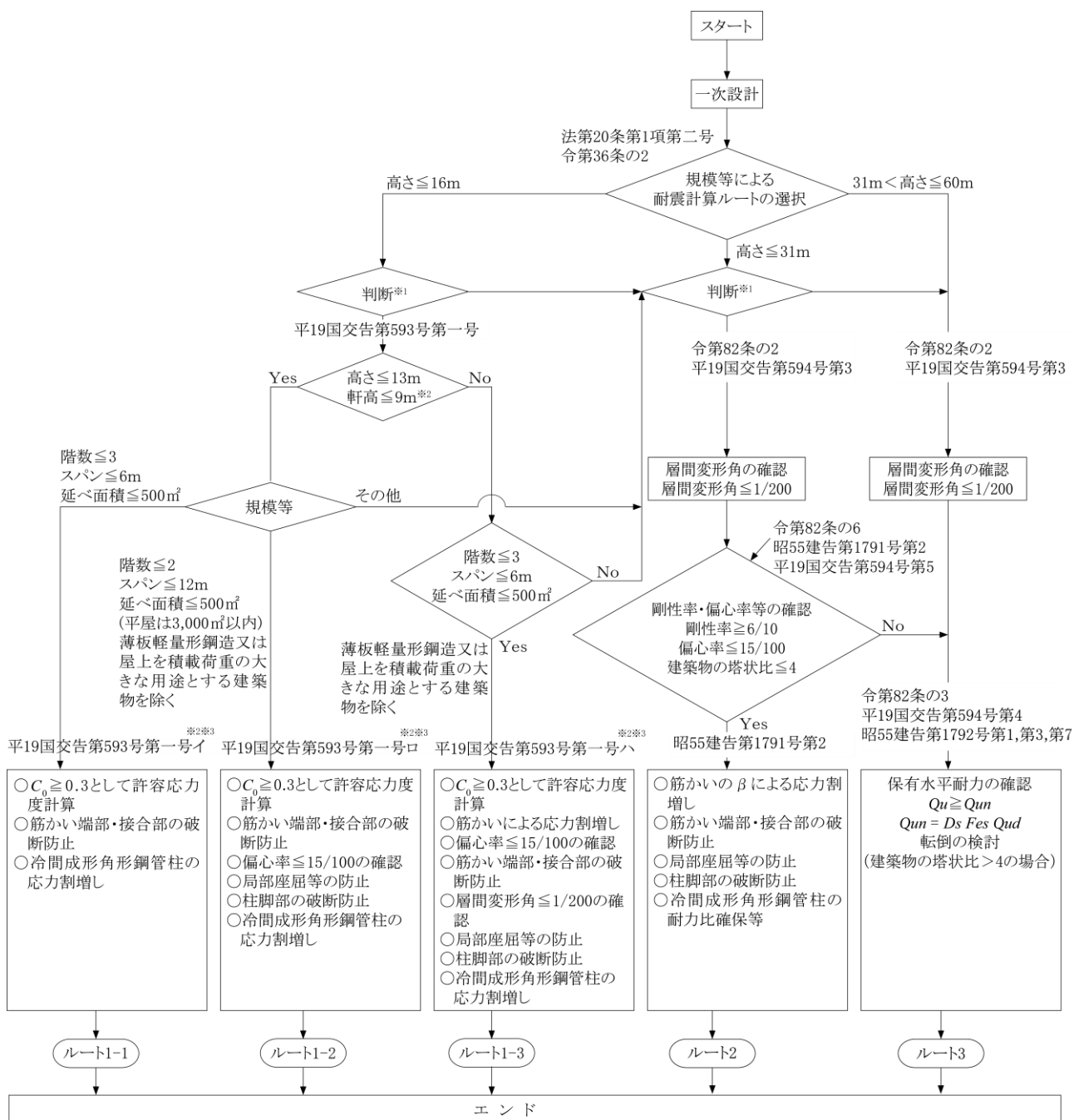
耐震計算のフロー(法第20条、令第81条、平19国交告第593号)



- ※1 判断とは設計者の設計方針に基づく判断のことである。例えば、高さ31m以下の建築物であっても、より詳細な検討を行う設計法であるルート3を選択する判断等のことを示している。
- ※2 上記のほか、一次設計及び二次設計の各規定に対して構造計算の方法を定めた平成19年国交告第594号が適用される。
- ※3 混構造や各種構造についての扱いも規定されている。(ルート1：平成19年国交告第593号第四号～第十号, ルート2：平成19年国交告第1274号第七号)

図 補-6 (2025 年版建築物の構造関係技術基準解説書より一部加筆)

4. 第 I 編 第 3 章 構造計算の要点事項 p.49 図 3 鉄骨造の建築物の二次設計の構造計算のフロー

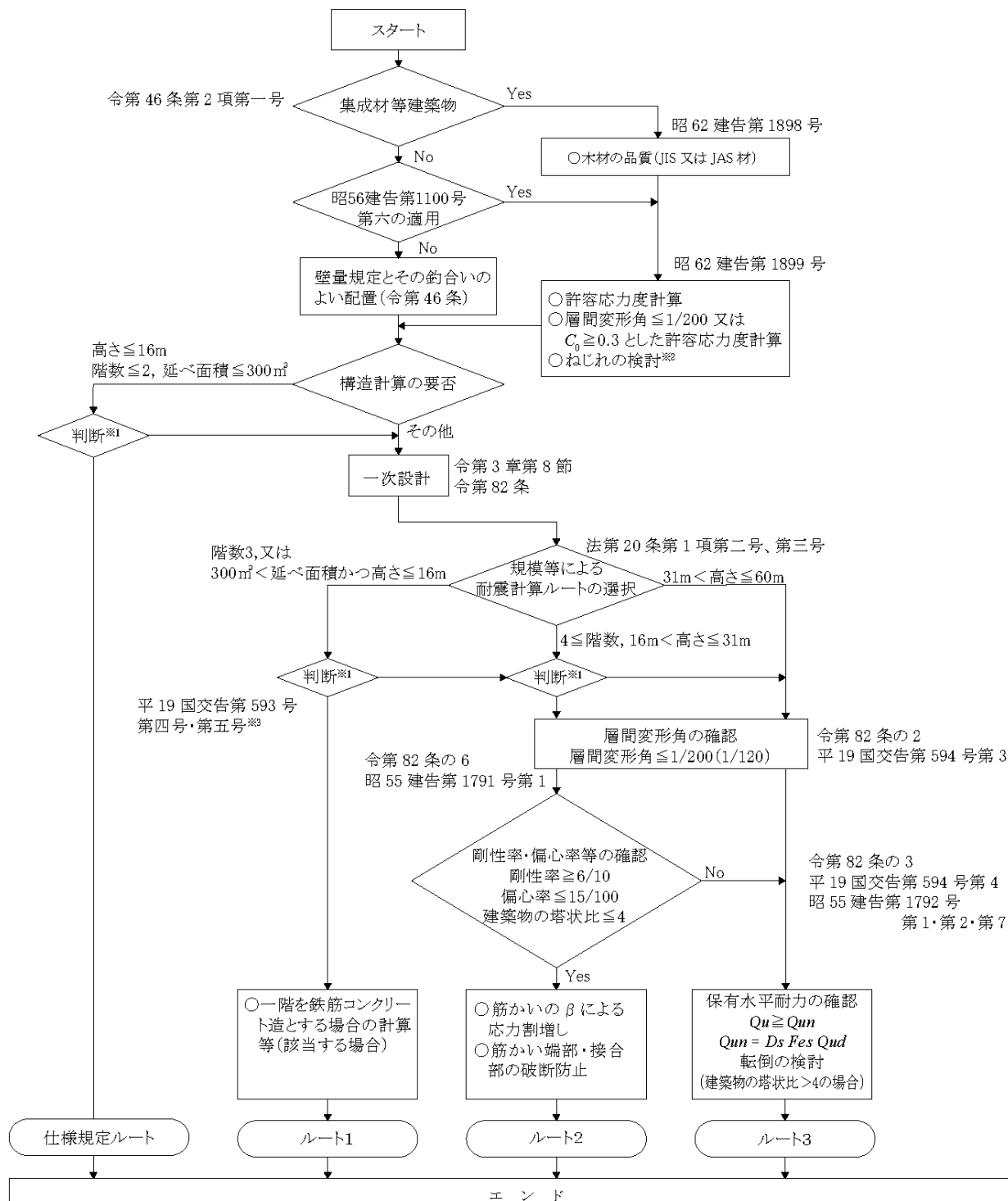


【注】2025 年 4 月施行の改正により、令第 36 条の 2 及び平 19 国交告第 593 号第一号の規定が改正された (P.34 の【参考】参照)

(2025 年版建築物の構造関係技術基準解説書より一部加筆)

図 6 木造建築物の構造計算ルートと仕様規定の適用関係フロー

【注】2025 年 4 月施行の改正により、法、施行令、告示の多数の木造関係の規定が改正された。(P.34 の【参考】参照)



※1 判断とは設計者の設計方針に基づく判断であり、たとえば高さ 31 m 以下の建築物であってもより詳細検討を行う設計法であるルート3を選択する判断等を示している。

※2 偏心率が0.3を超える場合は保有水平耐力の確認を、また、偏心率が0.15を超え0.3以下の場合は、 F_d による外力割増し、ねじれ補正又は保有水平耐力の確認のいずれかを行う。

※3 特定天井があり、その基準として応答スペクトル法を用いている場合は、ルート1にはならない。

(2025 年版建築物の構造関係技術基準解説書より一部加筆)

6. 第Ⅰ編 第3章 構造計算の要点事項 p. 58

表1 木造建築物の構造計算

			許容応力度 ^{※1}	層間変形角 ^{※2}	剛性率	偏心率	保有水平耐力	備 考
			令第82条各号	令第82条の2	令第82条の6第二号イ	令第82条の6第二号ロ	令第82条の3	
軸組構法	高さ16m以下	階数2以下、かつ延べ面積300m ² 以内	—	—	—	—	—	令第46条の壁量等の規定をはじめとして、令第3章第3節の仕様規定が全て適用される。 昭56建告第1100号第5の規定に従う場合、令第46条の壁量規定は適用除外となる。
		階数3以上、又は延べ面積300m ² 超	○	—	—	—	—	
	高さ16m超	階数4以上、又は高さ31m以下	○	○	○	○	—	
		高さ31m超	○	○	— ^{※3}	— ^{※3}	○	
集成材等建築物 ^{※4}	高さ16m以下	階数2以下、かつ延べ面積300m ² 以内	○ ^{※5}	○ ^{※6※11}	—	○ ^{※6※6}	— ^{※7}	
		階数3、又は延べ面積300m ² 超	○	○ ^{※6※11}	—	○ ^{※6※6}	— ^{※7}	
	高さ16m超	階数4以上、又は高さ31m以下	○	○	○	○	— ^{※7}	
		高さ31m超	○	○	— ^{※3}	— ^{※3}	○	
鉄筋コンクリート造併用建築物	高さ13m以下、軒の高さ9m以下、階数3以下、かつ延べ面積500m ² 以内(鉄筋コンクリート造部分が平19国交令第593号第二号イの規定を満たす場合)		○	—	—	—	—	昭55建告第1791号第1の規定(木造部分)
	高さ13m以下、かつ軒の高さ9m以下(鉄筋コンクリート造部分が昭55建告第1791号第3第一号の規定を満たす場合)	階数3以下、延べ面積500m ² 以内 ^{※8}	○	○	○ ^{※9}	○	—	
		階数2以下、延べ面積3,000m ² 以内 ^{※8}	○ ^{※10}	○	—	○	—	
	高さ13m超、又は軒の高さ9m超	高さ31m以下	○	○	○	○	— ^{※7}	
		高さ31m超	○	○	— ^{※3}	— ^{※3}	○	

凡例 ○ 構造計算として要求される事項 — 構造計算として要求されない事項

注) ※1 令第82条第一号から第三号までに規定する許容応力度の確認に加え、同条第四号に規定する使用上の支障となる変形、振動の確認を含む。また、この欄に「○」が付く箇所は、令第82条の4に規定する屋根ふき材等の構造計算も必要である。

※2 法第2条第九号の三イに規定する、主要構造部を準耐火構造とする建築物にあっては、令第109条の2の2の規定により、原則として層間変形角は150分の1でなければならない。

※3 剛性率、偏心率の制限はないが、 F_{90} の計算において計算することになる。

※4 令第46条第2項第一号に基づき、同条第4項の壁量等の規定を適用しない建築物。

※5 令第46条第2項第一号に基づき大臣が定める構造計算(昭62建告第1899号)として必要となるものを示す。

※6 偏心率が0.3を超える場合は保有水平耐力の確認を、また、偏心率が0.15を超え0.3以下の場合は、 F_{90} による外力割増し、ねじれ補正、保有水平耐力の確認のいずれかを行わなければならない。

※7 偏心率が0.3を超える場合に必要となる。

※8 面積の制限を超える場合は、ルート2(高さ31m超の場合はルート3)で設計できる。

※9 鉄筋コンクリート造、木造のうち2層にわたる部分に限り、剛性率を確認する。

※10 木造の部分は、地震力を1.5倍として構造計算を行う。

※11 $G_0 \geq 0.3$ として許容応力度計算を行えば不要。

7. 第Ⅱ編 第3章 第1節 木造 p.211

表 1-3 混構造でルート1を適用できるS造、RC造、SRC造部分の条件

構造種別	ルート1を適用するための条件	根拠条文
鉄骨造の部分	- 柱間隔 $\leq 6\text{m}$ $C_0 \geq 0.3$とした許容応力度計算 - 筋かい軸部が降伏する時に、筋かいが端部・接合部が破壊しない	平19国交告第593号第一号イ(2)、(4)、(5)
RC造、のSRC造の部分	- 耐力壁・柱の断面積が以下の式を満たすもの $\sum 2.5\alpha \cdot A_w + \sum k \cdot \alpha \cdot A_c \geq Z \cdot W_i \cdot A_i$ kは、RCが0.7、SRCが1.0 - 耐震壁の開口周比≤ 0.4 - 靱性確保のため、以下の式で求まるQ_Dを満たすよう設計したもの $Q_D = \min(Q_{L+n} \cdot Q_E, Q_0 + Q_y)$	平19国交告第593号第二号イ(1)、(2)

8. 第Ⅱ編 第3章 第1節 木造 p.212

表 1-4 木造とRC造の混構造建築のうちルート1で設計できるもの(表 1-3 に該当するものを除く)

高さ・軒高さ 塔状比	階数・延べ面積	構造方法	層間変 形角	剛性率	偏心率	RC造部分	木造部分
高さ13m以下 軒高さ9m以下 塔状比4以下	階数3以下、延べ面積500㎡以内	1階RC造、2階以上木造	各階	2、3階部分	各階	耐力壁・柱の断面積が以下の式を満たすもの $\sum 2.5\alpha \cdot A_w + \sum k \cdot \alpha \cdot A_c \geq Z \cdot W_i \cdot A_i$	- 筋かいのβ割増し - 木材の筋かい端部・接合部の割裂き防止 - 筋かい軸部が降伏する時に、木材の筋かいの軸部・接合部の破断防止
	階数3、延べ面積500㎡以内	1、2階RC造、3階木造	各階	1、2階部分	各階	靱性確保のため、以下の式で求まるQ_Dを満たすよう設計したもの $Q_D = \min(Q_{L+n} \cdot Q_E, Q_0 + Q_y)$	筋かいの β 割増し
	階数2、延べ面積3,000㎡以内	1階RC造、2階木造	各階	—	各階		上に加えて ・2部分を $C_0 \geq 0.3$ で許容応力度確認

下記の内容は、建築基準法等の改正により、文章中の文言が変更になりました。

9	第Ⅰ編 第2章 構造関係法令 p.25 14 行目 旧 : 【注】2025 年 4 月施行の改正により、構造設計一級建築士が関与した小規模建築物が本規定の対象に追加される予定(P.34 の【参考】参照)。 訂 : 【注】2025 年 4 月施行の改正により、構造設計一級建築士が関与した小規模建築物が本規定の対象に追加された(補足資料Ⅰ 3.(2)参照)。
10	第Ⅰ編 第2章 構造関係法令 p.26 17 行目 旧 : 【注】2025 年 4 月施行の改正により、令第 3 章第 3 節の木造の構造方法規定等が改正される予定(P.34 の【参考】参照) 訂 : 【注】2025 年 4 月施行の改正により、令第 3 章第 3 節の木造の構造方法規定等や大臣告示が改正された(補足資料Ⅰ 9.(1)・11.(1) (第 1 節関係)4.(2)・(5)・6.・8.(2) (第 3 節関係)4.(6)・7.・11.(1) (第 5 節関係)2.(1)(第 6 節関係)1.(1)・1.(2)・5.・8.(1)・9.(2)・11.(2) (表 1-4 関係)参照)
11	第Ⅰ編 第2章 構造関係法令 p.28 3 行目(表 1-6) 第Ⅰ編 第3章 構造計算の要点事項 p.69 3 行目(付表 2) 旧 : 張り間 13m 超の鉄骨造建築物の鋼材の接合はボルト以外の接合とする。 訂 : 張り間 13m 超の鉄骨造建築物(安全上支障のないものとして大臣告示で定めた基準に適合するものを除く)の鋼材の接合はボルト以外の接合とする。
12	第Ⅰ編 第2章 構造関係法令 p.28 19 行目(表 1-6 下段 注記) 第Ⅰ編 第3章 構造計算の要点事項 p.69 3 行目(付表 2 下段 注記) 旧 : 【注】2025 年 4 月施行の改正により、令第 67 条第 1 項の規定が改正される予定(P.34 の【参考】参照) 訂 : 【注】2025 年 4 月施行の改正により、令第 67 条第 1 項の規定が改正された(補足資料Ⅰ 4.(6)・7.参照)
13	第Ⅰ編 第2章 構造関係法令 p.30 14 行目 旧 : 第 667 号(テント倉庫建築物の構造計算)がある。 訂 : 第 667 号(テント倉庫建築物の構造計算)が許容応力度等計算(ルート 2)同等の計算基準として、平 19 国交告第 1274 号(方向別の計算基準、剛性率規定の合理化の計算基準等)が、保有水平耐力計算(ルート 3)同等の計算基準として、平 27 国交告第 189 号(方向別の計算基準)がある。【注】2025 年 4 月施行の改正により、一部の大臣告示が改正された(補足資料Ⅰ 1.(1)・1.(2)・10.参照)
14	第Ⅰ編 第2章 構造関係法令 p.30 25 行目 第Ⅰ編 第3章 構造計算の要点事項 p.43 9 行目 第Ⅱ編 第2章 第4節 その他の荷重・外力に対する設計 p.201 24 行目 第Ⅱ編 第3章 第3節 鉄筋コンクリート造 p.259 19 行目 第Ⅱ編 第3章 第4節 SRC 構造・CFT 構造 p.280 10 行目 旧 : 『2020 年版建築物の構造関係技術基準解説書』 訂 : 『2025 年版建築物の構造関係技術基準解説書』
15	第Ⅰ編 第2章 構造関係法令 p.31 18 行目 旧 : 法第 6 条第 1 項第二号(木造で階数≥ 3、延べ面積$> 500 \text{ m}^2$、高さ$> 13\text{m}$、軒高$> 9\text{m}$のいずれかに該当)及び第三号(木造以外で階数≥ 2 又は延べ面積$> 200 \text{ m}^2$に該当)は、用途と建設地域に関係なく建築確認を要する建築物を規定しているが、法第 20 条における構造計算の義務付けの対象の要件は、これらを参照して(同じ内容で)規定している。完了検査の対象は、確認と同じである。 訂 : 令和 7(2025)年 4 月施行の改正前は、木造建築物は法第 6 条第 1 項第二号(階数≥ 3、延べ面積$> 500 \text{ m}^2$、高さ$> 13\text{m}$、軒高$> 9\text{m}$のいずれかに該当)、木造以外の建築物は第三号(階数≥ 2 又は延べ面積$> 200 \text{ m}^2$に該当)において、用途と建設地域に関係なく建築確認を要する建築物の規模が規定されていたが、改正後の第二号において、木造を含めたすべての構造の建築物について、旧第三号と同じ内容の規定が適用されることとなった(旧第四号は、第三号となった)。法第 20 条における構造計算の義務付けの対象の要件は、上記の第二号(階数≥ 2 又は延べ面積$> 200 \text{ m}^2$)に該当するものであるが、木造建築物についてのみ、階数≥ 3、延べ面積$> 300 \text{ m}^2$、高さ$> 16\text{m}$のいずれかと規定された。完了検査の対象は、確認と同じである。
16	第Ⅰ編 第2章 構造関係法令 p.31 25 行目 旧 : 建築確認と検査について、法第 6 条第 1 項第四号に該当する建築物(木造又はその他の構造で上記の第二号又は第三号に該当しない小規模なもの)を建築士が設計した場合には、 訂 : 建築確認と検査について、法第 6 条第 1 項第三号に該当する建築物(上記の第二号に該当しない小規模なもの)を建築士が設計した場合には、

17	第Ⅰ編 第2章 構造関係法令 p.31 30行目 旧 : ルート 2 の構造計算について、一定の知識等を有する建築主事等又は指定確認検査機関が確認審査を行うことにより 訂 : ルート 2 の構造計算及び所定の条件を満足する小規模建築物について、一定の知識等を有する建築主事等又は指定確認検査機関が確認審査を行うことにより
18	第Ⅰ編 第2章 構造関係法令 p.31 33行目 旧 : 【注】2025 年 4 月施行の改正により、法第 6 条第1項及び法第 20 条の木造関係の規定が改正される予定(P.34 の【参考】参照) 訂 : 【注】2025 年 4 月施行の改正により、法第 6 条第1項及び法第 20 条の木造関係の規定が改正された(補足資料図補-1、I 3.(1)参照)
19	第Ⅰ編 第2章 構造関係法令 p.32 8行目 旧 : 構造設計一級建築士が関与した小規模建築物が本規定の対象に追加される予定(P.34 の【参考】参照))。 訂 : 構造設計一級建築士が関与した小規模建築物が本規定の対象に追加された(補足資料 I 3.(2)参照))。
20	第Ⅰ編 第2章 構造関係法令 p.34 1行目 旧 : 【参考】2025 年 4 月施行予定の構造関係の法令改正について 訂 : 【参考】2025 年 4 月施行の構造関係の法令改正について
21	第Ⅰ編 第2章 構造関係法令 p.34 4行目 旧 : 施行は令和 7(2025)年 4 月の予定であり、それまでに、関連する政省令、告示などの制定が順次なされるが、その主な項目について概要を紹介する。 訂 : 施行は令和 7(2025)年 4 月であり、それまでに、関連する政省令、告示などの制定が順次なされたが、その主な項目について概要を紹介する。
22	第Ⅰ編 第2章 構造関係法令 p.36 35行目 旧 : 【注】2025 年 4 月施行の改正により、土法第 3 条第1項の規定が改正される予定(P.34 の【参考】参照)) 訂 : 【注】2025 年 4 月施行の改正により、土法第 3 条第1項の規定が改正された(補足資料 図補-3、II 1.参照))
23	第Ⅰ編 第2章 構造関係法令 p.38 9行目 旧 : 構造計算適合性判定の省略の対象に追加される予定(P.34 の【参考】参照)) 訂 : 構造計算適合性判定の省略の対象に追加された(補足資料 I 3.(2)参照))
24	第Ⅰ編 第3章 構造計算の要点事項 p.40 10行目 旧 : 平 19 国交告第 593 号等が改正される予定である(P.34 の【参考】参照))。 訂 : 平 19 国交告第 593 号等が改正された(P.34 の【参考】参照))。
25	第Ⅰ編 第3章 構造計算の要点事項 p.47 40行目 旧 : (最終改正 平 19 国交告第 596 号) 訂 : (最終改正 令 6 国交告第 1005 号)
26	第Ⅰ編 第3章 構造計算の要点事項 p.49 38行目 旧 : (最終改正 令元国交告第 203 号) 訂 : (最終改正 令 7 国交告第 247 号)
27	第Ⅰ編 第3章 構造計算の要点事項 p.49 42行目 旧 : 【注】2025 年 4 月施行の改正により、平 19 国交告第 593 号第一号の規定が改正される予定(P.34 の【参考】参照)) 訂 : 【注】2025 年 4 月施行の改正により、平 19 国交告第 593 号第一号の規定が改正され、さらに、ルート 1-3 が追加された(P.34 の【参考】参照))
28	第Ⅰ編 第3章 構造計算の要点事項 p.50 1行目 旧 : (1) 冷間成形角形鋼管を柱に用いた場合の計算(第一号イ(3)及びロ(4)) 訂 : (1) 冷間成形角形鋼管を柱に用いた場合の計算(第一号イ(4)、ロ(4)及びハ(2))
29	第Ⅰ編 第3章 構造計算の要点事項 p.50 3行目 旧 : 具体的には、通常のルート 1-1、ルート 1-2 の計算法に加え、 訂 : 具体的には、通常のルート 1-1、ルート 1-2、ルート 1-3 の計算法に加え、

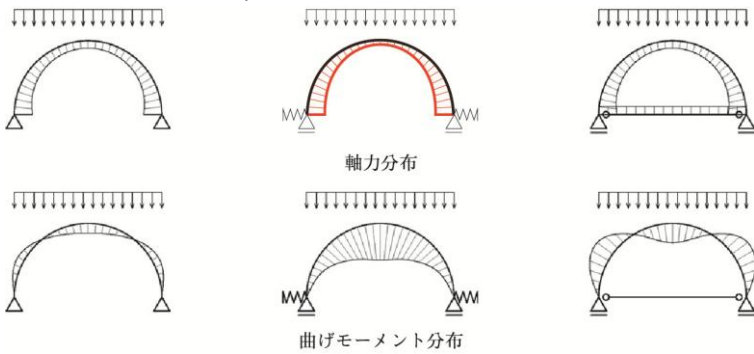
30	第Ⅰ編 第3章 構造計算の要点事項 p.57 7行目 旧 : 木造建築物のうち、階数が2以下であり、高さ13m以下、軒の高さ9m以下かつ延べ面積500㎡以内のものについては 訂 : 木造建築物のうち、階数が2以下であり、高さ16m以下かつ延べ面積300㎡以内のものについては
31	第Ⅰ編 第3章 構造計算の要点事項 p.57 13行目 旧 : 木造建築物のうち、階数3以上、高さ13m超、軒の高さ9m超又は延べ面積500㎡超のものについては、構造計算を行うことが必要である。特に、高さ13m超又は軒高9m超のものにあつては、法第20条第1項第二号及び法第6条第5項等の規定により構造計算適合性判定を要するものとして取り扱う。なお、このとき①に該当する建築物と同様の仕様規定を満たす構造とすることが必要である。例えば、在来軸組構法の本造三階建て建築物では、令第46条の規定に基づき軸組み又は耐力壁等を配置しなければならない。 訂 : 木造建築物のうち、階数3以上、高さ16m超又は延べ面積300㎡超のものについては、構造計算を行うことが必要である。特に、階数4以上、高さ16m超のものにあつては、法第20条第1項第二号及び法第6条第5項等の規定により構造計算適合性判定を要するものとして取り扱う。
32	第Ⅰ編 第3章 構造計算の要点事項 p.57 18行目 旧 : なお、枠組壁工法又は木質プレハブ工法の建築物については、平13国交告第1540号において構造計算の適用に関する規定が別途定められている。 訂 : なお、枠組壁工法の建築物については、平13国交告第1540号において、木質接着パネル工法の建築物については、令7国交告250号において、構造計算の適用に関する規定が別途定められている。
33	第Ⅰ編 第3章 構造計算の要点事項 p.57 23行目 旧 : 日本住宅・木材技術センター他「2016年公布・施行 CLT 関連告示等解説書増補版」や「2016年版 CLT を用いた建築物の設計施工マニュアル増補版」を参照されたい。 訂 : 日本住宅・木材技術センター他「2022年公布・施行 CLT 関連告示等解説書」や「2024年版 CLT を用いた建築物の設計施工マニュアル」を参照されたい。
34	第Ⅰ編 第3章 構造計算の要点事項 p.57 30行目 旧 : ルート1 は、構造計算適合性判定を要しない建築物(高さ13m以下かつ軒の高さ9m以下の建築物)に適用する。ルート1 は規模の条件のみが定められており、許容応力度計算・・・ 訂 : ルート1 は、構造計算適合性判定を要しない建築物(階数3以上、又は延べ面積300㎡を超え、高さ16m以下の建築物)に適用する。規定上はルート1 は規模の条件のみが定められており、実際には許容応力度計算・・・
35	第Ⅰ編 第3章 構造計算の要点事項 p.57 37行目 旧 : ルート2 は、「許容応力度等計算」として、高さ31 m以下の建築物に適用される。 訂 : ルート2 は、「許容応力度等計算」として、階数4以上、又は高さ16m超で31m以下の建築物に適用される。
36	第Ⅰ編 第3章 構造計算の要点事項 p.57 40行目 旧 : ルート3 は、「保有水平耐力計算」として、高さ31mを超える建築物又は高さ31m以下でルート1 及びルート2 のいずれにもよらない場合に適用される。 訂 : ルート3 は、「保有水平耐力計算」として、高さ31mを超える建築物又は高さ31m以下でルート1 及びルート2 のいずれにもよらない場合に適用される。ここでの構造計算は、許容応力度計算、令82条の2に規定する層間変形角の確認及び令82条の3に規定する保有水平耐力の計算である。

37	第Ⅰ編 第3章 構造計算の要点事項 p.59 3行目 旧 : 在来軸組構法については日本住宅・木材技術センター「木造軸組工法住宅の許容応力度設計」を、集成材等建築物における部材や接合部の終局耐力の計算方法については日本建築学会「木質構造設計規準・同解説」や日本建築センター「大断面木造建築物設計施工マニュアル 1988 年版」、日本建築学会「木質構造接合部設計マニュアル」、同「木質構造接合部設計事例集」などを参考とすることができる。 訂 : 在来軸組構法については日本住宅・木材技術センター「木造軸組工法住宅の許容応力度設計」や「木造軸組工法中大規模建築物の許容応力度設計」を、集成材等建築物における部材や接合部の終局耐力の計算方法については日本建築学会「木質構造設計規準・同解説」や日本住宅・木材技術センター「木造ラーメンの評価方法・構造設計の手引き 2016 年版」、日本建築センター「大断面木造建築物設計施工マニュアル 1988 年版」、同「集成材等建築物構造設計マニュアル」、日本建築学会「木質構造接合部設計マニュアル」、同「木質構造接合部設計事例集」などを参考とすることができる。
38	第Ⅰ編 第3章 構造計算の要点事項 p.59 7行目 旧 : 集成材等建築物として設計する場合、法第 20 条の規定上は構造計算を要しないものとして扱われる高さ 13m 以下、軒の高さ 9m 以下、階数 2 以下、かつ延べ面積 500 m²以内のものを含め、結果的にどのルートにおいても層間変形角の確認及びねじれに関する検討をしなければならないことと、規模等に応じて燃えしろ計算等が要求されることが、鉄骨造や鉄筋コンクリート造等の場合と異なる点である。燃えしろ設計を行えば準耐火構造とすることが可能であるが、このときの層間変形角は通常より小さい 1/150 に制限されている。 訂 : 集成材等建築物として設計する場合、法第 20 条の規定上は構造計算を要しないものとして扱われる高さ 16m 以下、階数 2 以下、かつ延べ面積 300 m²以内のものを含め、結果的にどのルートにおいても層間変形角の確認及びねじれに関する検討をしなければならないことと、規模等に応じて燃えしろ計算等が要求されることが、鉄骨造や鉄筋コンクリート造等の場合と異なる点である。
39	第Ⅰ編 第3章 構造計算の要点事項 p.59 15行目 旧 : 法第 20 条第 1 項第三号に規定するとおり、階数 3 以上、又は延べ面積 500 m²を超え、高さ 13m 以下 かつ軒の高さ 9m 以下の木造建築物は、 訂 : 法第 20 条第 1 項第三号に規定するとおり、階数 3 以上、又は延べ面積 300 m²を超え、高さ 16m 以下の木造建築物は、
40	第Ⅰ編 第3章 構造計算の要点事項 p.59 28行目 旧 : 本告示第 1 は、令第 82 条の 6 第三号の規定に基づき、高さ 31m 以下の木造の建築物について、地震に対する安全性を確かめるために必要な構造計算の基準を定めたものである。ルート 2 の構造計算は、高さ 13m 超 又は軒の高さ 9m 超で 高さ 31m 以下の木造建築物に適用される。 訂 : 本告示第 1 は、令第 82 条の 6 第三号の規定に基づき、地震に対する安全性を確かめるために必要な構造計算の基準を定めたものである。ルート 2 の構造計算は、階数 4 以上、又は高さ 16m 超で 31m 以下の木造建築物に適用される。
41	第Ⅰ編 第3章 構造計算の要点事項 p.60 8行目 旧 : 日本建築センター「大断面木造建築物設計施工マニュアル 1988 年版」、日本建築学会「木質構造接合部設計マニュアル」・・・ 訂 : 日本建築センター「大断面木造建築物設計施工マニュアル 1988 年版」、同「集成材等建築物構造設計マニュアル」、日本建築学会「木質構造接合部設計マニュアル」・・・
42	第Ⅰ編 第3章 構造計算の要点事項 p.60 21行目 旧 : 本告示第 2 第 2 項の規定は、集成材等建築物以外の壁式構造 又は在来軸組構法による木造の架構についての Ds 値の設定の考え方を示したものである。 訂 : 本告示第 2 第 2 項の規定は、集成材等建築物以外の壁式構造 (在来軸組構法を含む) についての Ds 値の設定の考え方を示したものである。
43	第Ⅰ編 第3章 構造計算の要点事項 p.60 31行目 旧 : 告 示 平 19 国交告第 593 号第三号・第四号 訂 : 告 示 平 19 国交告第 593 号第四号・第五号・第六号

44	第 I 編 第3章 構造計算の要点事項 p.60 32 行目 旧 : 本告示は、建築物をルート 1 で設計できる範囲を示しており、本告示第 三 号では、……ルート 1 の構造計算によることができる。 (40 行目)本告示第 四 号では、……を定めている。(42 行目)それ以外にも、以下の同告示第 四 号の規定への適合を確認することにより、耐震計算ルート 1 の建築物としての取り扱いが可能となっている。 訂 : 本告示は、建築物をルート 1 で設計できる範囲を示しており、本告示第 四 号では、……ルート 1 の構造計算によることができる。 (39 行目追加)本告示第五号では、地上部分の階数が 3 以下で、1 階又は 1・2 階部分を鉄骨造とし、その上階を木造とした建築物は、高さが 16m 以下、かつ延べ面積が 500 m² 以内で、下階の鉄骨造の部分について、偏心率が 0.15 以下、柱、はり又はこれらの接合部が局部座屈、破断等を生じないこと、$C_0 \geq 0.3$ として許容応力度の確認をし、かつ層間変形角 $\leq 1/200$、幅厚比の条件に適合する場合には、耐震計算ルート 1 とすることができることを定めている。 (40 行目)本告示第六号では、……を定めている。(42 行目)それ以外にも、以下の同告示第六号の規定への適合を確認することにより、耐震計算ルート 1 の建築物としての取り扱いが可能となっている。
45	第 I 編 第3章 構造計算の要点事項 p.62 6 行目 旧 : 構造計算の具体的な方法については、下記及び…… 訂 : 構造計算の具体的な方法については、地震力に対する建築物の基礎の設計指針及び……
46	第 I 編 第3章 構造計算の要点事項 p.62 12 行目 旧 : 大地震時の地震動が作用する場合の……一般的な計算方法は提案されるに至っていない。(14 行目)したがって、現状では、上部構造の耐震計算ルート(二次設計)に相当するような区分は地下部分にはなく、地上部分について保有水平耐力を確認する場合にも対応する基礎の設計は要求されていない。しかしながら、上部構造の終局時の検討で基礎固定の条件等を仮定するならばそれに対して十分な性能を持たせるべきであるし、重要な建築物等で法令上の要求の他に大地震後の継続使用性などを目標性能とすることもある。このような建築物の設計にあたっては、転倒モーメントによる浮上りやくいひに引抜きを生じる可能性、あるいは液状化など地盤変動の可能性を考慮して文献等を参考に、必要に応じて終局時の状況を想定した検討を行う。 訂 : 大地震時の地震動が作用する場合の……一般的な計算方法は提案されるに至っていない。(14 行目)このことから、建築基準法においては、くい基礎を含む基礎構造については大地震に対する安全性の検討は義務づけられていない。一方で、くい基礎においても脆性的な破壊を避ける設計を行うべきであり、この観点から、日本建築センター「地震力に対する建築物の基礎の設計指針 付・設計事例」では、「4 章 杭基礎の設計(3)くい体応力度の検討」の解説部分に、「尚、コンクリート系杭のせん断応力度の検討に当たっては、設計用せん断力は、その杭材の曲げ降伏荷重に対応する応力とするか、又は、2 章に規定される設計用せん断力を 1.5 倍以上に割り増した値とすることが望ましい。」と記載されている。この手法は、「杭基礎の 2 次設計手法が確立されるまでの当面の措置として」実施されるものであることを鑑みれば、上記の検討を行わない場合は上部構造物同様、許容応力度および終局時の検討を実施する選択肢もあろう。なお上記以外で、重要な建築物等で法令上の要求の他に大地震後の継続使用性などを目標性能とすることもある。このような建築物の設計にあたっては、転倒モーメントによる浮き上がりやくいひの引き抜き力を生じる可能性、あるいは液状化など地盤変動の可能性を考慮して、必要に応じ終局時の状況を想定した検討を行う。
47	第 I 編 第3章 構造計算の要点事項 p.62 12 行目 旧 : 平 19 国交告第 594 号第 2 第一号イにおいて、……考慮することができる。耐力壁の直下等の部分について、地盤の鉛直ばねを設定して架構全体の水平剛性を適切に定めるためには、告示(平 13 国交告第 1113 号第 1)の地盤調査を行って構造計算に用いる数値を定める必要がある。 訂 : 平 19 国交告第 594 号第 2 第一号イにおいて、……考慮することができる。ただし、通常の建築物における地盤調査の現状を考えると、一般的な調査の範囲で基礎のすべての支点のばねを設定することは難しい場合も多く、本規定の適用上は、基礎ばねを考慮せず構造計算を行うことを原則とする。 柱・耐力壁直下の支点に作用する鉛直力が自重を考慮して負になる(引抜きを生ずる)場合は、改めて基礎ばねを設定して解析を行う。直接基礎については、引き抜き方向には、ばねは期待できないものとして扱い、全体転倒を生じないことを確認することとなるが、くい基礎の場合には、くい体及び地盤の鉛直ばねを定めてよい。ただし、このような場合でも、周囲の基礎ばりが十分に剛であり、かつ、基礎ばりの耐力が引き抜き力に対して余裕があることを確認すれば、応力が再配分されうるとみなして、基礎ばねを考慮しないものとしてすることができる。直接基礎、くい基礎それぞれについて、考え方の原則を整理すると、次のとおりとなる。

48	第Ⅰ編 第3章 構造計算の要点事項 p.63 27 行目 旧 : 転倒に関する規定が追加されている 訂 : 転倒に関する規定が設けられている
49	第Ⅰ編 第3章 構造計算の要点事項 p.63 38 行目 旧 : 本条は、……定めることとしている。(39 行目)しかし、……表中の値を用いてよいこととした。 訂 : 本条は、……定めることとしている。これらの数値の算定においては、地盤の性質や成層状況などのばらつきなどへの配慮が不可欠であり、直接基礎であれば敷地内の位置による許容応力度や予想される沈下量の差異、基礎ぐいの場合には各杭において想定する支持層の位置(杭長)、地層構成などの変化に留意しなければならない。このため、設計者は、地盤の3次元的な広がりを把握することを念頭に、必要な地盤調査の方法、項目、内容、数量などを検討し、地盤調査計画に反映すべきである。(39 行目)しかし、……表中の値を用いてよいこととした。
50	第Ⅰ編 第3章 構造計算の要点事項 p.64 1 行目 旧 : (最終改正 令元国交告第 203 号) 訂 : (最終改正 令 6 国交告第 1005 号)
51	第Ⅰ編 第3章 構造計算の要点事項 p.64 7 行目 旧 : 静的貫入試験の一種と考えられるスウェーデン式サウンディング試験方法(JIS A 1221)は、 訂 : 静的貫入試験の一種と考えられるスクリーウエイト貫入試験方法(JIS A 1221、旧称はスウェーデン式サウンディング試験)は、
52	第Ⅰ編 第3章 構造計算の要点事項 p.64 16 行目 旧 : ③戸建て住宅向けの簡便な地盤調査に用いられるスウェーデン式サウンディング試験による算定式 訂 : ③戸建て住宅向けの簡便な地盤調査に用いられるスクリーウエイト貫入試験による算定式
53	第Ⅰ編 第3章 構造計算の要点事項 p.66 32 行目 旧 : (最終改正 平 28 国交告第 791 号) 訂 : (最終改正 令 7 国交告第 215 号)
54	第Ⅰ編 第3章 構造計算の要点事項 p.69 20 行目 第Ⅰ編 第4章 構造計算適合性判定に関する事例 p.85 3 行目 第Ⅱ編 第2章 第1節 荷重・外力の総論 p.164 27 行目 第Ⅱ編 第3章 第4節 SRC 構造・CFT 構造 p.293 3 行目 第Ⅱ編 第3章 第6節 免震・制振 p.316 34 行目 第Ⅱ編 第3章 第7節 地盤・基礎 p.342 27 行目 付録 構造設計関連文献解説 p.382 15 行目 旧 : 2020 年版 建築物の構造関係技術基準解説書、全国官報販売協同組合、2020.11 訂 : 2025 年版 建築物の構造関係技術基準解説書、全国官報販売協同組合、2025.6
55	第Ⅰ編 第4章 構造計算適合性判定に関する事例 p.86 14 行目 旧 : 20 解説:「2020 年版建築物の構造関係技術基準解説書」を示す 訂 : 25 解説:「2025 年版建築物の構造関係技術基準解説書」を示す なお、チェックリスト中の 20 解説は、すべて 25 解説に訂正
56	第Ⅰ編 第4章 構造計算適合性判定に関する事例 p.94 24 行目 旧 : 2020 解説 6.4.4 (2)の部分崩壊または… 訂 : 2025 解説 6.4.4 (2)の部分崩壊または…
57	第Ⅱ編 第1章 第4節 構造解析 p.150 19 行目 旧 : 「2020 年版建築物の構造関係技術基準解説書:付録 1-3.2 …」 訂 : 「2025 年版建築物の構造関係技術基準解説書:付録 1-3.2 …」
58	第Ⅱ編 第2章 第4節 その他の荷重・外力に対する設計 p.203 7 行目 旧 : 2020 年版 建築物の構造関係技術基準解説書、p.312 訂 : 2025 年版 建築物の構造関係技術基準解説書、p.334

59	第Ⅱ編 第3章 第1節 木造 p.208 12 行目 旧 : 施行令の構造関係規定は仕様規定と構造計算で構成されているが、木造の仕様規定は令第3章第3節である。ただし、木造の設計が他の構造と異なるのは、いわゆる「四号建築物」が多数を占めることである。法第6条第1項四号建築物(以下「四号建築物」という)は構造計算を求められていない。……(18 行目)これは、四号建築物のための規定である。 訂 : 施行令の構造関係規定は仕様規定と構造計算で構成されているが、木造の仕様規定は令第3章第3節である。ただし、木造の設計が他の構造と異なるのは、いわゆる「三号建築物」が多数を占めることである。そして、法20条により、階数2以下かつ延べ面積300㎡以下の建築物は構造計算を求められていない。……(18 行目)これは、構造計算を要しない建築物のための規定である。
60	第Ⅱ編 第3章 第1節 木造 p.208 20 行目 旧 : 【注】2025 年4月、施行予定の法令改正により、法第6条(建築物の建築等に関する申請及び確認)、及び法第20条(構造耐力)の木造関連部分が改正され、構造計算を要する木造建築物の規模が変更される。また、令第3章第3節の木造の「仕様規定」も大幅な見直しが予定されている。(P.34 の【参考】参照)。 訂 : 【注】2025 年4月、施行予定の法令改正により、法第6条(建築物の建築等に関する申請及び確認)、及び法第20条(構造耐力)の木造関連部分が改正され、構造計算を要する木造建築物の規模が変更された。また、令第3章第3節の木造の「仕様規定」も大幅な見直しされた。(P.34 の【参考】参照)。
61	第Ⅱ編 第3章 第1節 木造 p.208 30 行目 旧 : なお、ツーバイフォー構法や丸太組構法は、それぞれ別の技術基準(告示)に従って建てられている。そして、建築物の規模と必要とされる計算内容は、一般的な軸組構法とは異なっているので注意する。ちなみに、接着パネル工法の本質系プレファブ住宅は、現在、ツーバイフォー構法用の技術基準の中に位置づけられている。 訂 : なお、ツーバイフォー構法や丸太組構法、CLT パネル工法、木質接着パネル工法は、それぞれ別の技術基準(告示)に従って建てられている。そして、建築物の規模と必要とされる計算内容は、一般的な軸組構法とは異なっているので注意する。
62	第Ⅱ編 第3章 第1節 木造 p.211 28 行目 旧 : そして、木造と鉄骨造の混構造については同告示第三号で、また、木造と鉄筋コンクリート造との混構造については同告示第四号にまとめられている。 訂 : そして、木造と鉄骨造の混構造については同告示第四号及び第五号で、また、木造と鉄筋コンクリート造との混構造については同告示第四号及び第六号にまとめられている。
63	第Ⅱ編 第3章 第1節 木造 p.219 10 行目 旧 : 壁倍率は、四号建築物などの小規模建築物で壁量設計を行う場合の… 訂 : 壁倍率は、三号建築物などの小規模建築物で壁量設計を行う場合の…
64	第Ⅱ編 第3章 第1節 木造 p.206 8 行目 旧 : 昭和62(1987)年の建築基準法改正(以下「基準法改正」という)で、構造計算すれば… 訂 : 昭和62(1987)年の建築基準法改正(以下「基準法改正」という)で、集成材等建築物として構造計算すれば…
65	第Ⅱ編 第3章 第1節 木造 p.209 36 行目 旧 : これによると、たとえば、柱及び梁の小径が15cm 以上で、かつ断面積が300cm² 以上の場合… 訂 : これによると、たとえば、集成材等建築物で、柱及び梁の小径が15cm 以上、かつ断面積が300cm² 以上の場合…

①	第Ⅰ編 第3章 構造計算の要点事項 p.52 24 行目 誤 : 本告示第二号イ(1)では、$\Sigma 2.5\alpha A_w + \Sigma 0.7\alpha A_c \leq ZWA_i$の式を満たすよう・・・ 正 : 本告示第二号イ(1)では、$\Sigma 2.5\alpha A_w + \Sigma 0.7\alpha A_c \geq ZWA_i$の式を満たすよう・・・
②	第Ⅰ編 第3章 構造計算の要点事項 p.57 11 行目 誤 : 令第82条2に規定する層間変形角の・・・ 正 : 令第82条の2に規定する層間変形角の・・・
③	第Ⅰ編 第3章 構造計算の要点事項 p.61 22 行目 誤 : 平28 国交告第611 号第9号第二号に定める構造計算を行ったもの 正 : 平28 国交告第611 号第9号第一項第二号に定める構造計算を行ったもの
④	第Ⅱ編 第3章第3節 鉄筋コンクリート造 p.269 18 行目 誤 : 最大耐力以後 3 耐力低下も緩やかになる。 正 : 最大耐力以後の耐力低下も緩やかになる。
⑤	第Ⅱ編 第3章第6節 免震・制振 p.306 25 行目 誤 : 目標層間変形角は 1/200 以上に設定される場合が多いが、 正 : 目標層間変形角は 1/200 以下に設定される場合が多いが、
⑥	第Ⅱ編 第3章第7節 地盤・基礎 p.324、図7-13 タイトル 誤 : 図7-13 建築物計上とボーリング位置 正 : 図7-13 建築物形状とボーリング位置
⑦	第Ⅱ編 第3章第10節 防・耐火設計 p.360、表10-4 タイトル 誤 : 表10-4 建築物の耐荷性能評価に対する3つの評価方法 正 : 表10-4 建築物の耐火性能評価に対する3つの評価方法
⑧	第Ⅱ編 第1章第3節 構造計画 p.137、図3-8 軸力分布の修正  正 : 図3-8 アーチの支持条件と応力状態
⑨	第Ⅱ編 第3章第3節 鉄筋コンクリート造 p.256 14 行目 誤 : JASS5 では 36N/mm^2 までを普通コンクリート、これらを超え 60N/mm^2 までを高強度コンクリートとし別扱いしている。 正 : JASS5 では 48N/mm^2 までを普通コンクリート、これらを超え 80N/mm^2 までを高強度コンクリートとし別扱いしている。

3-1 コンクリートの材料特性

強度区分

- ・JIS A 5308では45N/mm²までを普通コンクリート
- ・JASS5では36 N/mm²までを普通コンクリート
- ・これらを超え60 N/mm²までを高強度コンクリートとして別扱いしている。
- ・高強度コンクリートは施工・管理に注意が必要。
- ・Fc60超では大臣認定が必要。プレキャストコンクリート製品は大臣認定は不要。

48

3-1 コンクリートの材料特性

強度区分

- ・JIS A 5308では45N/mm²までを普通コンクリート
- ・JASS5では48 N/mm²までを普通コンクリート
- ・これらを超え80 N/mm²までを高強度コンクリートとして別扱いしている。
- ・高強度コンクリートは施工・管理に注意が必要。
- ・Fc80超では大臣認定が必要。プレキャストコンクリート製品は大臣認定は不要。

48

※なお、講義動画においても誤記の内容にて解説しておりますが、正しくは上記の内容になります。